

○養父市販路開拓事業補助金交付要綱

平成30年4月3日

告示第37号

(目的)

第1条 この告示は、持続的に安定した経営を図るため、販路の拡大などの取組を行う市内の小規模事業者に対し、その経費の一部を補助することにより、本市産業の振興及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に規定するものをいう。
- (2) 新規取引先 過去3年以上にわたり取引のない事業者と新たな取引を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、市長が特に認める者は、この限りでない。

- (1) 市内に主たる事務所、店舗を有する者で、小規模事業者である者
- (2) 養父市企業支援センター又は金融機関の指導を受けた事業計画を持ち持続的な安定経営が見込まれる者
- (3) 市税等の滞納がない者

(補助対象業種)

第4条 補助金の対象となる業種は、日本標準産業分類に掲げる業種のうち、農業、鉱業、建設業、製造業、電気業（地域資源を活かし環境に配慮した事業に限る。）、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業及びサービス業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とし、各号ごとの合計額が10万円以上となるものを対象とする。

- (1) 販路開拓に係る広報宣伝費、印刷製本費
- (2) 新規取引先への物流費

2 補助金の対象となる経費項目は、別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1に相当する金額とし、予算の範囲内で交付するものとする。なお、補助限度額は、前条第1項第1号に掲げる経費については10万円とし、同項第2号に掲げる経費については20万円とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 この告示に基づく補助金の交付は、当該補助対象者について当該年度中、前条第1項各号につき1回限りとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ養父市販路開拓事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 養父市企業支援センター又は金融機関の指導を受けた事業計画書(別紙1)

(2) 事業収支予算書(別紙2)、見積書等根拠資料

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、養父市販路開拓事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に当たり条件を付することができる。

(申請内容の変更及び中止)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請内容に変更が生じたとき又は事業を中止するときは、養父市販路開拓事業補助金交付変更申請書・中止届(様式第3号)に変更内容の分かる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、変更することが適当と認めるときは、養父市販路開拓事業補助金交付変更決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

3 中止の場合は、中止届の受理をもって通知に代えることができる。

4 市長は、第2項に規定する承認に当たり、前条第2項の規定により付した条件を変更し、

又は新たな条件を付することができる。

(事業の完了届)

第10条 補助事業者は、補助金に係る事業が完了した後は、速やかに養父市販路開拓事業完了届（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別紙3）
- (2) 事業収支決算書（別紙4）
- (3) 補助対象経費の支払が確認できる書類（領収書等）
- (4) 補助対象経費の経過及び成果を証する書類（成果物等）、写真等
- (5) 市税等の滞納がない証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による完了届の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の額を確定し養父市販路開拓事業補助金確定通知書（様式第6号）により当該事業者へ通知するものとする。

(補助金額の請求)

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金確定通知書を受領したときは、速やかに請求書（様式第7号）に当該通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該事業者に対し速やかに補助金を交付するものとする。

(調査)

第13条 市長は、当該補助事業内容（事業経過及び事業終了後の状況等）について、調査が必要であると認めるときは、その事情を調査することができる。

(補助金の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付申請及び完了届において、虚偽の事実が認められたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(新型コロナウイルス感染症の影響による補助率の特例)

2 令和3年度中に補助金交付決定を受けた事業者に対する補助率については、第6条中「2分の1」とあるのは「3分の2」とする。

別表（第5条関係）

補助対象経費

項目	内容	備考
広報宣伝費	HP作成・リニューアル、サンプル商品作成 広告掲載料、折込料等	
印刷製本費	パンフレット印刷、商品説明資料作成等	
物流費	商品の輸送に伴う経費	

年 月 日

養父市長 様

住 所

申請者 (名 称)

氏 名

㊟

養父市販路開拓事業補助金交付申請書

養父市販路開拓事業補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、市が審査に必要な市税等の要件や資産について課税台帳等により確認することに同意します。

記

1 事業概要

2 事業区分

・販路開拓 ・新規取引（物流）

3 事業費

4 補助対象経費

5 補助申請額

6 事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

7 事業計画書指導機関

・養父市企業支援センター ・金融機関（ ）

（添付書類） 1 事業計画書（別紙1 養父市企業支援センター又は金融機関の指導を受けたもの）

2 事業収支予算書（別紙2）及び見積書（対象経費分）

3 その他市長が必要と認める書類

別紙 1

事業計画書

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	
2	代表者名（事業者が法人の場合）	
3	担当者名	
4	資本金又は出資の額	
5	役員・家族専従者の数	
6	常時使用する従業員の数	
7	主たる業種	

2 計画期間

年 月 ～ 年 月

3 現状認識

①自社の事業概要

②自社の財務状況

	前々期（年 月期）	前期（年 月期）	直近（年 月期）
売上			
売上原価			
販売管理費			
営業利益			
経常利益			

③自社の経営状況

4 事業の内容

(1) 取組内容及び展望

①具体的な取組内容
②将来の展望

(2) 販促物等の種類及び実施時期

	販促物等の種類	単価 (円)	数量	金額 (円)	実施時期
1					
2					
3					
4					
5					

※事業計画書指導機関

名 称	
(支店名)	
担当者名	
担当者連絡先	

別紙 2

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

項目	金額	備考
合計		

2 支出の部

(単位：円)

	項目	金額	備考
対象経費			
	小計		
対象外経費			
	小計		
	合計		

第 号
年 月 日

様

養父市長

印

養父市販路開拓事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった養父市販路開拓事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、養父市販路開拓事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1 次のとおり、交付を決定します。

(1) 交付決定の内容

事業概要	
事業区分	・ 販路開拓 ・ 新規取引（物流）
事業費	円
補助対象経費	円
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
補助金交付決定額	円

2 交付決定に当たっての条件

- (1) 事業内容の変更及び経費内容の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 事業を完了したときは、完了届を速やかに提出し、市長の承認を受けること。
- (4) 補助対象経費の確認に際し、報告を求め、実地調査を行うことがある。

年 月 日

養父市長 様

住 所
申請者 (名 称)
氏 名 ⑩

養父市販路開拓事業補助金交付変更申請書・中止届

年 月 日付け 第 号 で交付決定通知のあった養父市販路開拓事業補助金について下記のとおり（変更・中止）したいので、養父市販路開拓事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり（申請・届出）します。

記

事業概要		
事業区分	・販路開拓	・新規取引（物流）
変更内容／中止理由 (変更前後が具体的に分かるように記述してください)		
補助対象経費の合計額	(変更前) 円	(変更後) 円
補 助 金 額	(変更前) 円	(変更後) 円

- (添付書類) 1 変更が確認できる書類
2 市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

養父市長



養父市販路開拓事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった養父市販路開拓事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、養父市販路開拓事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

事業概要	
事業区分	・ 販路開拓 ・ 新規取引（物流）
変更内容	
補助対象経費	円
補助金変更 交付決定額	円
補助の条件	

年 月 日

養父市長 様

住 所

申請者 (名 称)

氏 名

㊟

養父市販路開拓事業完了届

年 月 日付け 第 号
(年 月 日付け 第 号) で交付決定（変更決定）の
あった養父市販路開拓事業補助金について、養父市販路開拓事業補助金交付要綱第10
条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業概要

2 事業区分

- ・販路開拓
- ・新規取引（物流）

3 事業費

4 補助対象経費

5 交付決定額

- (添付書類)
- (1) 事業実績報告書（別紙3）
 - (2) 事業収支決算書（別紙4）
 - (3) 補助対象経費の支払が確認できる書類（領収書等）
 - (4) 補助対象経費の経過及び成果を証する書類（成果物等）、
写真等
 - (5) 市税等の滞納がない証明書
 - (6) その他市長が必要と認める書類

事業実績報告書

事業所名	
事業概要	
事業の経過	
事業実績	
今後の見通し	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
その他特記事項	

別紙 4

事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

項目	金額	備考
合計		

2 支出の部

(単位：円)

	項目	金額	備考
対象経費			
	小計		
対象外経費			
	小計		
	合計		

養父市税の滞納がない証明書

本店住所（所在地）	(〒 -)
市内住所（所在地）	(〒 -)
称号又は名称	(TEL - -) ⑩
氏 名	⑩

上記申請者の 年 月 日現在における市税納期到来分の滞納状況について
下記のとおり証明する。

滞納税額なし

課税台帳に記載なし

年 月 日

養父市長

⑩

第 号
年 月 日

様

養父市長

印

養父市販路開拓事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった養父市販路開拓事業補助金について、
下記のとおり確定したので、養父市販路開拓事業補助金交付要綱第11条第1項の規定
により通知します。

記

1 事業概要

2 事業区分

- ・ 販路開拓
- ・ 新規取引（物流）

3 補助金確定額

請 求 書

金 円

ただし、 年度 養父市販路開拓事業補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

養父市長 様

住 所
(名 称)
氏 名

印

■振込先

金融機関名

普通・当座

口座番号

(フリガナ)

口座名義人